

## 環境関連補助金等

名 称	高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金
対象団体	高知県内の市町村等（公益法人を含む）又はNPO等
対象事業	<p>市町村等及びNPO等が、「高知県環境基本計画第3次計画」における目標達成のための基本的な方向性に沿った取組であり、かつ県の環境政策と連携した取組を県内で行う事業であること。</p> <p>また、当該計画の対象となる地球温暖化への対策、循環型社会への取組（3Rの推進等）、自然環境を守る取組、環境ビジネスの振興及び環境学習の推進とネットワークづくりの5つの分野であり、次に掲げるハード事業及びソフト事業とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地球温暖化防止県民会議推進事業</li> <li>(2) 豊かな流域づくり活動支援事業</li> <li>(3) その他、特に知事が必要と認める事業</li> </ul> <p>ただし、次のものは補助対象から除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市町村等の庁舎等の公用施設の整備に係る事業</li> <li>イ 国や県の他の補助事業として採択された事業</li> <li>ウ コンクリートによる3面張の生活排水路及び埋設排水管水路の整備</li> <li>エ 前年度採択事業と同じ事業内容が継続されている事業（ただし、関係者との合意形成や推進体制が確立され、複数年で目標達成が見込まれる事業については、この限りでない。）</li> </ul>
助成額	市町村等：100千円以上、1,500千円以下 NPO等：補助限度額は500千円
助成率	市町村等：補助対象経費の2分の1以内 NPO等：定額
特記事項	
問い合わせ先	環境共生課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4868

名称	こうち山の日推進事業費補助金
対象団体	市町村等、高知県内に事務局等をおく法人若しくは任意団体
対象事業	<p>「こうち山の日」の制定趣旨に沿った普及啓発に資する取組を総合的に支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森づくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>①間伐</li> <li>②環境整備</li> <li>③植栽</li> <li>④竹林整備</li> </ul> </li> <li>・木づかい           <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤木工</li> <li>⑥木材普及</li> </ul> </li> <li>・森林体験と教育           <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦森林体験</li> <li>⑧森林環境教育</li> <li>⑨山の一日先生派遣</li> </ul> </li> </ul>
助成率	定額（事業実施主体が市町村等の場合は1/2） 補助限度額：上記①～⑧ 250千円 上記⑨ 600千円
特記事項	公益社団法人高知県森と緑の会からの間接補助事業
問い合わせ先	林業環境政策課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4586

  

名称	山の学習支援事業費補助金
対象団体	市町村、市町村教育委員会、学校組合、県内で小中高等学校を運営する学校法人又はその私立小中高等学校、国立大学法人高知大学に付属する小中学校等
対象事業	「総合的な学習の時間」等において年間を通して森林環境教育を実践する事業
助成率	定額（対象児童又は生徒の数により異なる） 補助限度額：50人未満 200千円 50人以上100人未満 400千円 100人以上200人未満 600千円 200人以上300人未満 800千円 300人以上 1,000千円
特記事項	
問い合わせ先	林業環境政策課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4586

名称	造林事業（森林環境保全整備事業）
対象団体	市町村、森林組合、生産森林組合、森林經營計画作成主体等
対象事業	<p>森林環境保全整備事業</p> <p>①森林環境保全直接支援事業 持続的な森林經營を実現するため、森林經營計画の作成者等が施業の集約化を通じて計画的に行う搬出間伐等の森林整備</p> <p>②環境林整備事業 面的にまとまって計画的な間伐等を実施することが困難であるなど、自助努力によって適切な整備が期待できない森林について整備</p>
助成額	知事が定める標準事業費の補助率以内
助成率	<p>森林環境保全整備事業</p> <p>①森林環境保全直接支援事業 ②環境林整備事業 知事が定める基準で査定した額の4/10</p>
特記事項	
問い合わせ先	安芸林業事務所 (0887-34-1181) 中央東林業事務所 (0887-53-0655) 鎌北林業振興事務所 (0887-82-0162) 中央西林業事務所 (088-893-3612) 須崎林業事務所 (0889-42-2371) 稲多林業事務所 (0880-35-5977) 木材増産推進課 (088-821-4602) 各地域の市町村または森林組合

名称	高知県緊急間伐総合支援事業
対象団体	森林組合、生産森林組合、森林所有者（自伐林家等を含む。）、林業者等、林業事業体等
対象事業	<p>1 公益林保全整備事業 保安林及び市町村森林整備計画に規定する公益的機能別施業森林で、国庫補助事業の対象とならない人工林の保育間伐 対象林齡：3～12齢級</p> <p>2 森林整備支援事業 市町村森林整備計画で定める機能区分を問わず、国庫補助事業の対象とならない間伐及び作業道の整備 (1) 搬出間伐実施事業：伐採及び搬出集積（7～12齢級） (2) 作業道整備事業：間伐材の搬出等を行うのに必要な作業道</p>
助成額	定額 保育間伐：80,000円/ha 搬出間伐：183,000円/ha 作業道開設：500～1,500円/m 等
助成率	定額
特記事項	
問い合わせ先	安芸林業事務所 (0887-34-1181) 中央東林業事務所 (0887-53-0655) 鎌北林業振興事務所 (0887-82-0162) 中央西林業事務所 (088-893-3612) 須崎林業事務所 (0889-42-2371) 稲多林業事務所 (0880-35-5977) 木材増産推進課 (088-821-4602) 各地域の市町村または森林組合

名称	高知県みどりの環境整備支援事業
対象団体	県が補助する森林整備事業（造林事業）の実施主体
対象事業	みどりの環境整備支援事業 CO <sub>2</sub> 吸収効果の高い人工林の除伐、保育間伐を促進することで、荒廃森林を防止し、森林の持つ公益的機能が効果的に発揮されるよう森林を整備 (1) 除伐（不用木の除去） (2) 保育間伐A（不良木の淘汰）…3～7齢級 保育間伐B（伐採木の平均胸高直径が18cm未満の不良木の淘汰）…3齢級以上 保育間伐C（不良木の淘汰）…3～12齢級 ※環境林整備事業に限定
助成額	定額 除伐= 54,000円/ha 保育間伐A=35,000円/ha 保育間伐B・C=23,000円/ha
助成率	定額
特記事項	
問い合わせ先	安芸林業事務所 (0887-34-1181) 中央東林業事務所 (0887-53-0655) 鎌北林業振興事務所 (0887-82-0162) 中央西林業事務所 (088-893-3612) 須崎林業事務所 (0889-42-2371) 稲多林業事務所 (0880-35-5977) 木材増産推進課 (088-821-4602) 各地域の市町村または森林組合

名称	高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金
対象団体	①市町村、社会福祉法人、医療法人、学校法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体等 ②市町村、市町村教育委員会、社会福祉法人、学校法人、財団法人、その他認可外保育施設の設置者 ③市町村、団体、バス事業者等
対象事業	<p>①公共的施設整備 県内のPR効果の高い公共的施設の玄関、ロビーその他県民の目に触れる機会が多い保育室や教室などの木質化及び一体的に設置する木製品又すでに木質化された施設への木製品の導入を行う事業</p> <p>②学校関連環境整備 県内の幼稚園、保育施設、小学校、中学校その他子ども達の利用が多い放課後児童クラブや図書館などの施設に県産の木製品（机、椅子、遊具等）を導入する事業</p> <p>③屋外景観施設等整備 県内の観光地や市街地周辺のPR効果の高い場所において、木製のバス待合所や休憩所、案内看板等屋外の景観施設等の整備を行う事業</p>
助成額	次の上限額と下記の助成率によって予算の範囲内で補助 ①限度額5,000千円 ②補助金額25,000円以上・限度額5,000千円 ③補助金額50,000円以上・限度額5,000千円
助成率	1／2以内
問い合わせ先	木材利用推進課 木材利用促進担当 TEL 088-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4592 FAX 088-821-4594

名称	高知県木質資源利用促進事業費補助金
対象団体	市町村、農業協同組合、民間事業者等
対象事業	<p>森林資源を活かした循環型社会の形成並びに新たな産業や雇用の創出に向け、木質バイオマスエネルギーの地域循環利用の促進を図るため、事業主体が木質バイオマス利用施設の整備等を行う事業</p> <p>◆事業メニュー</p> <p>1 木質バイオマス利用施設等整備 木質バイオマスエネルギー利用施設整備に要する経費 〔対象施設〕 木質資源利用ボイラー、吸収式冷凍機、木質燃料製造施設等</p> <p>2 木質バイオマス利用コスト支援 燃焼灰を取り扱うために必要な経費 〔対象経費〕回収・運搬費、検査・分析費、処分費等</p>
助成額	市町村、民間事業者等：上限規定なし(予算の範囲内)
助成率	10分の10以内、3／4以内
特記事項	
問い合わせ先	木材利用推進課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4593

名称	高知県環境保全型農業推進事業費補助金
対象団体	環境保全型農業を実践する生産者組織、農協等
対象事業	<p>①化学合成農薬低減に必要と認められる資材・設備等、太陽光パネル等代替エネルギー導入に要する経費 ②有機JAS認定に要する認定手数料（基本料金、検査員人件費、検査員旅費等） ③防虫ネット等土着天敵の温存に必要と認められる資材に要する経費及び養液栽培における循環式殺菌装置の導入に要する経費</p>
助成額	<p>次の上限額と下記の助成率によって予算の範囲内で補助 (予算額29,295千円)</p> <p>① 50万円/10a以下 (太陽光パネルは30万円/1施設以下) ② 15万円/件以下 ③ 100万円/10a以下</p>
助成率	1／2以内 (②) 、 1／3以内 (①、③)
特記事項	
問い合わせ先	環境農業推進課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4545 FAX 088-821-4536

名称	こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金
対象団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県内に木造住宅を建築・取得される方※</li> <li>高知県内に木造住宅を所有されている方でリフォーム工事をされる方※ ※賃貸を目的とするものを除きます。</li> <li>高知県内に建築する木造住宅（一部非木造混構造含）</li> <li>高知県内に存在する既存木造住宅（一部非木造混構造含）</li> </ul>
対象事業	<p>①新築、増築の場合は、基本部位の70%以上に高知県内産乾燥木材を使用すること。 ②リフォームの場合は、リフォーム工事部分に高知県内産乾燥木材を使用すること。 ③「瑕疵担保責任保険加入住宅」であること。 ④住宅の引渡前、またはリフォーム工事完了前に申込を行うこと。</p>
助成額	<p>①基本部位、その他の部位 高知県内産乾燥木材の使用用量 1 m<sup>3</sup>当たり13,500円 ※ ②内装化粧仕上材（押入及び収納部分を除く） 高知県内産乾燥木材の使用面積 1 m<sup>2</sup>当たり2,000円 ※ ※①と②の合計の上限は100万円です。 ③長期優良認定住宅の場合は、1棟あたり30万円を加算 ④児童手当を受ける児童が3人居る場合は②で算出された金額を加算 (予算の範囲内)</p>
助成率	一
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域型住宅ブランド化事業(長期優良住宅)」一般型（100万円）と併用可能</li> <li>補助対象経費が区分できる場合は、住宅耐震化促進事業と併用可能</li> <li>木材利用ポイントとの併用は不可</li> </ul>
問い合わせ先	木材利用推進課 木材利用促進担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4592 FAX 088-821-4594

名称	多面的機能支払交付金（農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（共同））
対象団体	集落ぐるみでの共同活動実践組織（以下、「活動組織」という）
対象事業	<p>過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴い、適切な保全、管理が困難になった農業用水路や農道等の資源保全や、農村の自然環境、景観の保全等を農業者だけでなく、地域住民等も参画した活動組織が行う実践活動に要する経費</p> <p>【基礎活動（農地維持支払交付金）】 ・農地や農業用水等の資源を維持、保全する取組</p> <p>【農村環境保全活動（資源向上支払交付金（共同））】 ①生態系を保全する活動 (生物の生息状況調査や在来生物の育成等) ②水質を保全する活動 (水質モニタリング調査等) ③景観形成や生活環境を保全する活動 (農用地等を活用した景観形成活動等) などの、農村の環境を保全し、向上させる取組</p>
助成額	<p>定額（対象農用地10アール当たり）</p> <p>【農地維持支払交付金】 田：3,000円 畑：2,000円 草地：250円</p> <p>【資源向上支払交付金（共同）】            ①平成26年度に新たに活動組織を設立し、資源向上支払交付金（長寿命化）に係る活動には取り組まない活動組織 田：2,400円 畑：1,440円 草地：240円            ②平成26年度に新たに活動組織を設立し、資源向上支払交付金（長寿命化）に係る活動にも取り組む活動組織、及び平成21年度以前から継続して活動に取り組んでいる活動組織 田：1,800円 畑：1,080円 草地：180円         </p>
助成率	定額
特記事項	事業主体 「高知県資源保全施策地域協議会」 (構成員 县、市町村、関係団体)
問い合わせ先	農業基盤課 調査計画担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4562 FAX 088-821-4567 E-mail 161101@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	再生可能エネルギー利活用事業費補助金
対象団体	高知県内の市町村等（一部事務組合、広域連合等）
対象事業	<p>（1）再生可能エネルギー事業化促進事業 再生可能エネルギーを利活用した具体的な事業の実施を目的として行う可能性調査・現地測量等の各種調査業務、事業化のための仕組みづくり（ビジネスモデルの検討等）及び各種の設計業務など事業化に至るまでの間で実施が必要な事業。</p> <p>（2）再生可能エネルギー利活用促進普及事業 再生可能エネルギーの利活用を促進するための地域の「核」となる人材づくりや協議会等の組織づくり及び再生可能エネルギーを利活用した事業実施に向けた協議・検討作業並びに広報活動等の普及啓発事業に対する支援事業。</p>
助成額	<p>（1）上限規定なし：予算の範囲内</p> <p>（2）定額50万円以内</p>
助成率	<p>（1）事業費の1／2以内</p> <p>（2）定額</p>
特記事項	
問い合わせ先	公営企業局 電気工水課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4622 FAX 088-821-4626 E-mail 610301@ken.pref.kochi.lg.jp
名称	物部川水源の森整備事業費補助金
対象団体	香美市、香南市
対象事業	間伐事業 杉田ダムの上流に位置する香美市並びに香南市の私有林の人工林において実施される切り捨て及び巻き枯らし又は搬出による間伐事業とし、高知県林業振興・環境部が所管する高知県造林事業補助金、高知県森林整備加速化・林業再生事業費補助金、高知県自伐林家等支援事業費補助金又は高知県緊急間伐総合支援事業費補助金のいずれかに採択がなされたもの
助成額	
助成率	<p>（1）切り捨て及び巻き枯らし間伐 標準事業費の10分の1以内</p> <p>（2）搬出間伐 1m<sup>3</sup>あたり1,000円</p>
特記事項	
問い合わせ先	公営企業局 電気工水課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4622 FAX 088-821-4626 E-mail 610301@ken.pref.kochi.lg.jp
名称	（1）水産多面的機能発揮対策交付金事業 （2）水産多面的機能発揮対策推進支援交付金事業
対象団体	<p>（1）高知県環境生態系保全対策地域協議会</p> <p>（2）市町村</p>
対象事業	<p>（1）高知県環境生態系保全対策地域協議会が対象活動組織に対して保全活動支援事業の交付金として交付するのに要する経費の財源に充てるための資金を積み立てる事業</p> <p>（2）市町村が保全活動支援事業の交付対象となる対象活動組織の保全活動を指導・確認する事業</p>
助成額	<p>（1）2,925千円以下</p> <p>（2）2,200千円以下</p>
助成率	<p>（1）事業費のうち国負担残額の50%～セット以内</p> <p>（2）定額</p>
特記事項	
問い合わせ先	漁業振興課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4615 FAX 088-821-4529

名称	環境保全型農業直接支払交付金
対象団体	主作物※の販売を目的として生産を行う農業者（法人を含む）、共同販売経理を行う集落営農、農業者グループ（共同販売経理を行わない）のうち、次の①及び②の要件を満たす者 ①エコファーマー認定を受けていること ②農業環境規範に基づく点検を行っていること ※主作物・・・化学肥料及び化学合成農薬の使用を県の慣行レベルの原則5割以上低減する取組又は有機農業の取組の対象作物。
対象事業	○化学肥料、化学合成農薬を県の慣行レベルから5割以上低減する取組と ①カバーブロッブ ②堆肥の施用 ③冬期湛水管理 ④土着天敵の温存利用技術 のいずれかを組み合わせた取組 ○有機農業の取組（化学肥料、化学合成農薬を使用しない取組）
助成額	取組面積10aあたり8,000円（国4,000円、県2,000円、市町村2,000円） 堆肥の施用のみ10aあたり4,400円（国2,200円、県1,100円、市町村1,100円）
助成率	定額
特記事項	市町村によっては、この事業に取り組んでいない場合もありますので、事前に市町村にご確認ください。
問い合わせ先	環境農業推進課 TEL 088-821-4545 FAX 088-821-4536 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52

	中小企業等特別融資制度	
	事業環境整備促進融資（環境保全促進）	
対象企業	● 産業廃棄物処理業やリサイクル関連産業など環境保全事業又はその関連事業を営む中小企業者 ● リサイクル関連設備や省エネルギー施設を設置するなど環境保全に対して積極的な取組みを図る中小企業者 ● 石綿飛散防止のために施設・設備の改善等を行う中小企業者 ○ 県税を滞納していないこと （○ 必ず該当 ● いずれかに該当）	
資金使途	設備資金 運転資金	
貸付限度額	1億円（うち運転資金は3,000万円）	
償還期間	設備15年以内（うち据置3年以内） 運転7年以内（うち据置1年以内）	設備20年以内（うち据置3年以内）
融資利率	2.67%以内（変動） (保証料) 0.21% ~ 1.07%	2.87%以内（変動） (保証料) 0.21%~1.07%
問い合わせ先	経営支援課 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 電話 (088) 823-9695	